

< 報告事項 >

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取り組み状況について

第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画において、数値目標を設定した休暇等の取得状況について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

令和元年度の取り組み状況（休暇等の取得状況）※（ ）内は前年度の数値

数値目標		小学校			中学校		
		対象者	取得者	取得状況 (平均)	対象者	取得者	取得状況 (平均)
配偶者出産休暇	男性職員一人あたり 2 日	0 人 (7 人)	— (6 人)	— (1.9 日)	3 人 (4 人)	3 人 (4 人)	2.8 日 (2.3 日)
育児参加休暇	男性職員一人あたり 3 日	0 人 (7 人)	— (1 人)	— (1.5 日)	3 人 (4 人)	1 人 (2 人)	5.0 日 (2.3 日)
育児休業	女性職員 100%	6 人 (5 人)	6 人 (5 人)	100% (100%)	2 人 (1 人)	2 人 (1 人)	100% (100%)
	男性職員 10%	0 人 (7 人)	— (0 人)	— (0%)	3 人 (4 人)	0 人 (0 人)	0% (0%)
年次有給休暇	職員一人あたり 15 日	218 人 (233 人)	217 人 (232 人)	12.2 日 (14.2 日)	160 人 (162 人)	160 人 (162 人)	11.5 日 (14.0 日)

※ 配偶者出産休暇とは

配偶者の出産に係る入院の付き添い、出産時の付き添い、出産に係る入院中の世話、子の出生届等のために取得することができる特別休暇。(配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後 2 週間を経過するまでの間(特別な事情がある場合を除く)において、3 日以内で、1 日又は 1 時間単位で取得できる。)

※ 育児参加休暇とは

配偶者が出産する場合で、生まれてくる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育（授乳、付添い、保育園への送迎等）をするために取得することができる特別休暇。（配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から出産の日後8週間の間において5日以内で、1日又は1時間単位で取得できる。ただし、出産に係る子が第1子の場合、産後の期間のみ取得できる。）